

介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービスA）は高齢者の元気をサポートします

町では、要支援認定者や虚弱な高齢者がより元気になるよう、町内事業所に委託して通所サービスを実施しています。

このサービスは「足腰を丈夫にする」「認知症を予防する」「しっかり食べて体力をつける」などの活動に重点を置いた松島オリジナルのサービスです。通所者はできるかぎり自分のことを自分でを行い、楽しみながら運動や認知症予防に取り組んでいます。



活動内容

- 9時30分～ 自宅へお迎え
- 10時00分～ 健康チェック・手指のリハビリ
- 10時15分～ 体操
- 11時00分～ コーヒータイム
- 11時45分～ 昼食準備
- 12時00分～ 昼食
- 13時00分～ 脳トレ
- 13時30分～ 自宅へ送ります

職員のほうが教わることも多く、楽しく介護予防をしています。

◇◇参加者の声◇◇

- ◎歩くのがひどくなってきたので、家族のすすめで通ってみました。楽しいです。
- ◎通いはじめてから2年、ずっと体調を維持しています。
- ◎サロンに来ると歩かし、おしゃべりできるし、頭もハッキリしてきました。
- ◎自分たちが得意なことを教え合っ、いろんなことをやっています。



総合事業（通所型サービスA）の実施場所は町内に5か所あります

- ◇長松園ほのほのサロン
- ◇松島医療生協お達者くらぶ
- ◇サロンデイ健康館
- ◇いっぶく健康塾
- ◇ひより健康塾

それぞれの会場で工夫をこらした介護予防の取組を行っています。虚弱・要支援状態からの回復を目指したい方におすすめです！

このサービスの対象となるのは、要支援認定を受けている方またはチェックリストで事業対象者（虚弱等）と認定された方です。

詳しくは健康長寿課高齢者支援班（保健福祉センターどんぐり）までお問い合わせください。☎355-0677

乳がん検診のお知らせ

- **実施期間** 7月19日（金）～11月30日（土）
※マンモグラフィ（乳房エックス線撮影）検査は日時指定となります。お手元に届いた受診券で指定日時をご確認ください。
- **対象者** 令和2年3月31日時点で偶数年齢になられる40歳以上の女性
- **受診料金** 自己負担2,500円
- **受診方法** 申込みをされた方には受診券をお送りします。受診券に記載されている指定日時に松島病院でマンモグラフィ検査を受け、その後、視触診及びフィルム読影実施医療機関を受診していただきます。
- **指定日時の変更** 指定日時でご都合が悪い場合は、事前に宮城県医師会健康センターに連絡し、日時の変更を行ってください。☎256-8602
午前9時～午後5時30分（月～金）
- **その他の問合せ先** 健康長寿課健康づくり班（保健福祉センターどんぐり）
☎355-0703



～がんで治療をしている方のために～ 医療用ウィッグ購入費用を助成します

松島町では、がん患者の皆様の治療と就労や社会参加を支援するため、医療用ウィッグを使用する方に購入費用の一部を助成します。



対象となる方	次の要件を満たす方 1 松島町に住所を有する方 2 がんと診断され、その治療を行っている方 3 他の法令等に基づく助成等を受けていない方
助成対象	平成31年4月1日以降に購入した医療用ウィッグ購入費用 * 医療用ウィッグとは、抗がん剤治療による脱毛などに悩む方が一時的に着用するウィッグ。（*部分用ウィッグや毛髪付帽子タイプ、医療用ウィッグの付属品及びケア用品は対象外。）
助成金額	・医療用ウィッグ 20,000円 * 助成対象者1人につき1回です。 * 金額は助成の上限金額です。
申請期限	医療用ウィッグ購入日から1年以内
申請場所	健康長寿課健康づくり班（保健福祉センターどんぐり）
申請書類	1 松島町医療用ウィッグ購入費助成金交付申請書（様式第1号） 2 医療用ウィッグ購入に係る領収書の写し又は支払いの事実が確認できる書類 3 がん治療を受けていることを証明する書類の写し（診療明細書、治療方針計画書）またはがん治療受診証明書（様式第2号） 4 振込先通帳の写し 5 印鑑 * 様式第1号、第2号は健康長寿課で配布するほか、松島町ホームページからもダウンロードできます。郵送でも受け付けます。
助成金交付の流れ	助成金の交付決定後、指定の口座に振り込みます。

- **問合せ先** 健康長寿課健康づくり班（保健福祉センターどんぐり） ☎355-0703

